

徳島市こども計画(素案)

徳島市

令和7年10月

目次

はじめに

1 計画の策定背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定及び推進に向けての体制	4
6 SDGsへの取組について	5
7 「こども」の表記	5

第1章 こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	8
2 少子化の動向	12
3 就労や家庭の状況	15
4 こども・若者の状況	17
5 こども・若者からの意見聴取の概要	20

第2章 計画の基本的な方針

1 めざすもの	24
2 基本理念	24
3 基本的な方針	25

第3章 施策の展開

1 ライフステージ別の重要事項	30
① 妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援	
② こどもの成長と遊びの充実	
③ こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境づくり	
④ 自分らしく生きるためのキャリア教育の推進	
⑤ 若者が明るい未来を想像できる社会づくり	

2 ライフステージを通した重要事項	41
① こども・若者が自分らしく活躍するための仕組みづくり	
② 特別な配慮を要するこども・家庭への支援	
③ こどもの生命を守る取組の推進	
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	51
① 子育てに係る経済的負担の軽減	
② 地域子育て支援	
③ 仕事と子育てが両立できるための支援	
4 こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制	56

第4章 計画の推進

1 推進体制の確立	58
2 計画の進捗管理	58

参考資料

1 計画に反映したこども・若者等の意見	60
2 徳島市子ども・子育て会議条例	64
3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿	67
3 徳島市こども計画策定経過	68

はじめに

1 計画の策定背景と趣旨

近年、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、家族のあり方やライフスタイルの多様化、地域社会の中での支え合いの希薄化などにより大きく変化しています。そのような中、虐待や貧困など様々な困難に直面しているこどもの増加や子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加など、こどもや子育て家庭に関わる様々な問題が深刻化しています。

こうした背景から、令和5年4月にこどもに関係する行政の一元化や取組の強化を目的として「こども家庭庁」が発足、あわせて「こども基本法」(令和4年法律第77号)が施行されました。さらに、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。これからは、国や都道府県、市区町村が、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、この基本法の趣旨にそって社会全体でこどもや若者に関する取組＝「こども施策」を進めていきます。

本市においても、こうした状況を踏まえ、こども基本法に基づく市町村におけるこども施策についての計画である「徳島市こども計画」(以下「こども計画」といいます。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に規定する市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）として策定します。

市町村こども計画は、こども基本法第10条第2項において、国が策定する「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して定めることとされています。

加えて、こども基本法第9条第3項において「こども大綱」は、

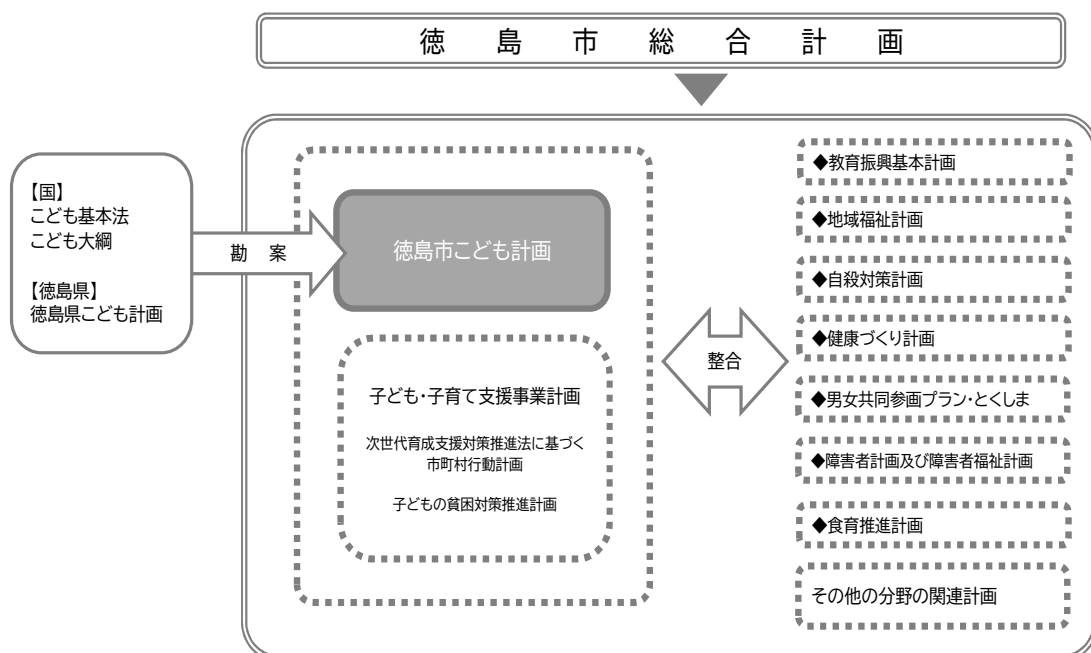
- (1) 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

を含むこととされています。

このため、こども大綱等を勘案して作成する市町村こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものとされていることから、計画の内容に盛り込んで策定します。

また、上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、こども施策に関連のある次の個別計画については、それらを関連計画として位置付けます。

なお、本計画は、上位計画である徳島市総合計画をはじめ、こども基本法に基づく都道府県こども計画（徳島県こども計画）等との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

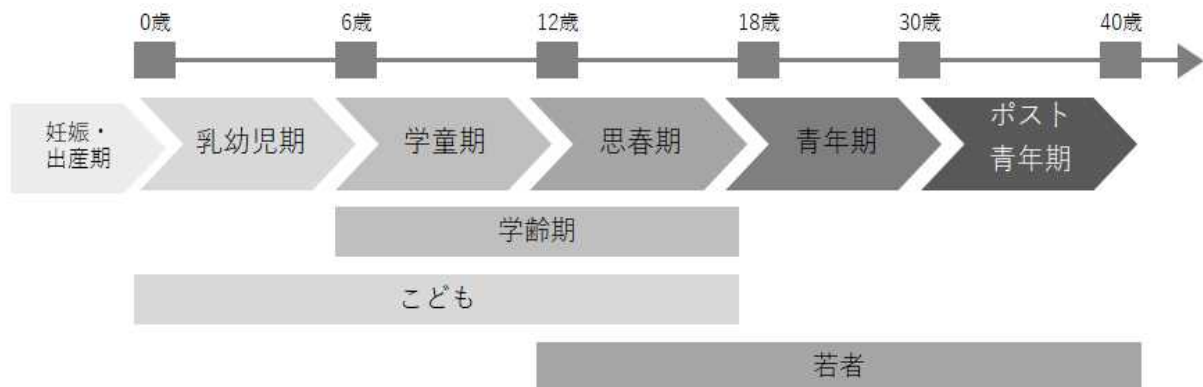
なお、社会・経済情勢の変化やこども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、教育・保育需要の変化など、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の対象

本計画により推進するこども施策は、全てのこどもと子育て世帯(妊娠・出産期を含みます。)、及び若者(おおむね12歳から29歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。)を主たる対象とします。

また、こどもまんなか社会の実現のためには、あらゆる主体がこども・若者の権利を尊重する行動をとる必要があるため、事業や取組の内容によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

本計画では、「こども」という言葉を18歳や20歳といった特定の年齢で区切らずに、「心身の発達の過程にある者」という意味で用い、特定の年齢でサポートが途切れないように推進します。



5 計画の策定及び推進に向けての体制

本計画の策定にあたっては、こども基本法11条に基づき、こども等の意見を適切に聴取し、その声を計画に反映させるための措置を講じました。

また、本計画の内容が児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する重要事項に該当することから、市の附属機関である徳島市子ども・子育て会議における審議を踏まえて策定しました。また、「徳島市市民参加条例」に基づき、市民参加手続(パブリックコメント)を行い、市民の皆様からご意見をいただき、必要に応じて計画内容に反映しています。

6 SDGsへの取組について

SDGsとは、2015 年(平成27年)の国連サミットにおいて、2030 年(令和 12 年)まで持続可能でよりよい世界をめざす国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17の開発目標が設定されています。また、日本政府の SDGs実施指針では、地方自治体の各種計画に SDGsの要素を反映させることが求められています。

本市は令和4年度に「SDGs未来都市」に選定されており、これを受けて本計画では、SDGsを通じて、「未来を担うこどもたちに、持続可能で魅力ある徳島市をつなげていく」という認識のもと、こども施策の推進に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



7 「こども」の表記

本計画では、国で示された表記方法(※)を準用し、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

- (1) 法令に根拠がある語を用いる場合
- (2) 固有名詞を用いる場合(例…既存の事業名や組織名)
- (3) 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

※「「こども」表記の推奨について(依頼)」

(内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡)

第1章

こども・若者や子育てを取り巻く環境

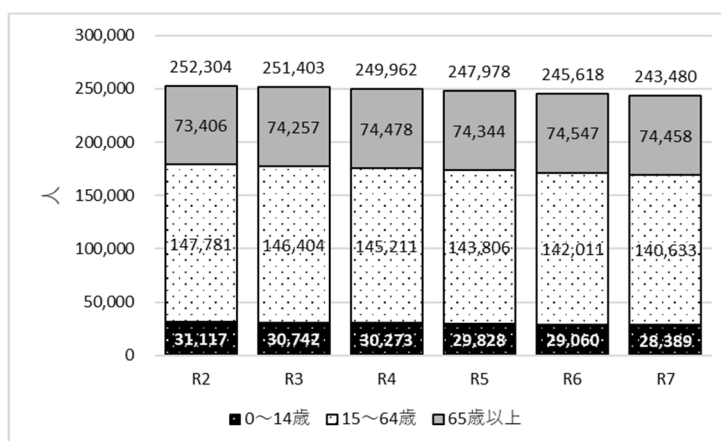
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移と将来推計

本市の人口は減少傾向にあり、令和7年4月1日時点では243,480人となっており、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

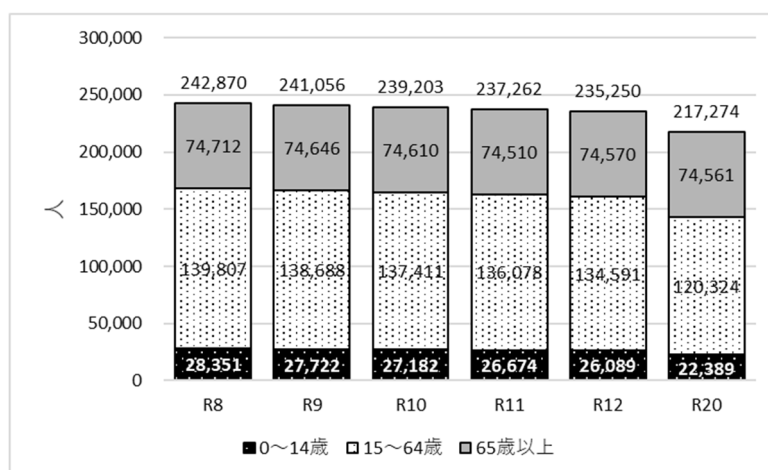
年齢別にみると、65歳以上人口比率は増加傾向が続き、令和20年には34.3%を占めると見込まれます。一方、0～14歳の人口比率は減少し、令和20年には10.3%まで落ち込むと予想され、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3区分別総人口の推移



出典：住民基本台帳(4/1 時点)

■年齢3区分別総人口の将来推計

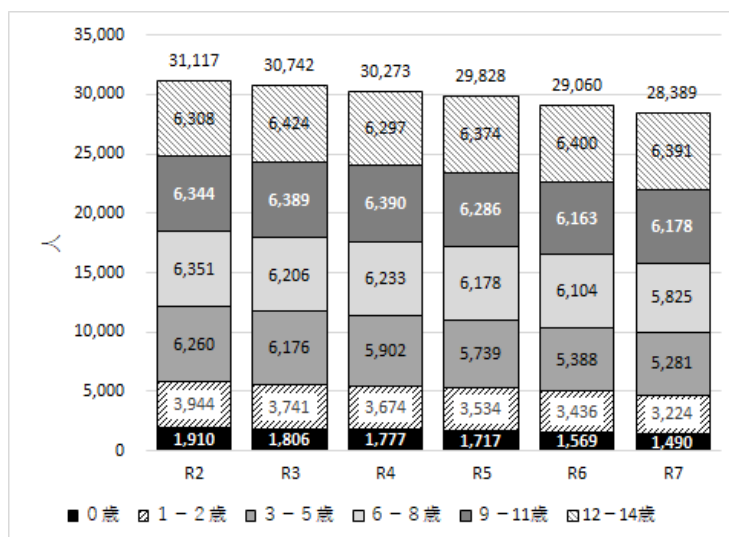


住民基本台帳より独自推計

(2) こどもの人口推移

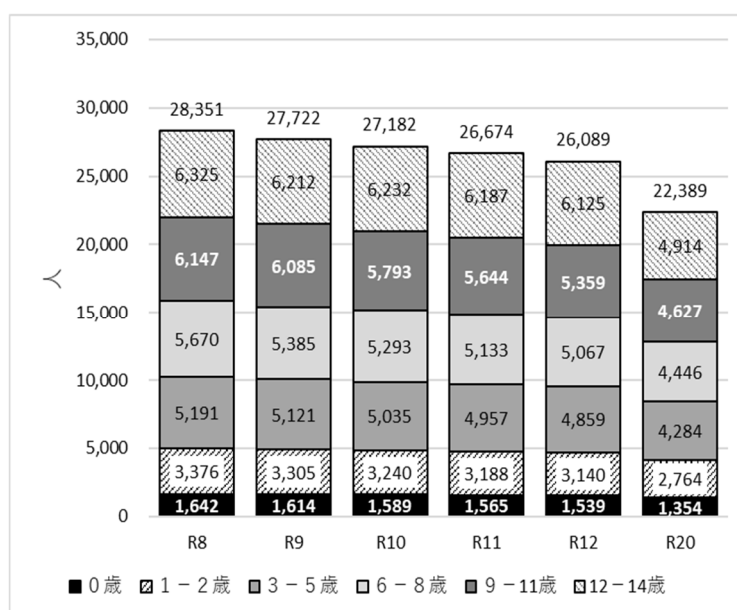
0～14歳についても全年齢で減少傾向にあり、今後も減少していく見込みです。令和20年には令和2年と比較して約28%減少することが想定されます。

■0～14歳の年齢別内訳の推移



出典：住民基本台帳(4/1時点)

■0～14歳の年齢別内訳の推計

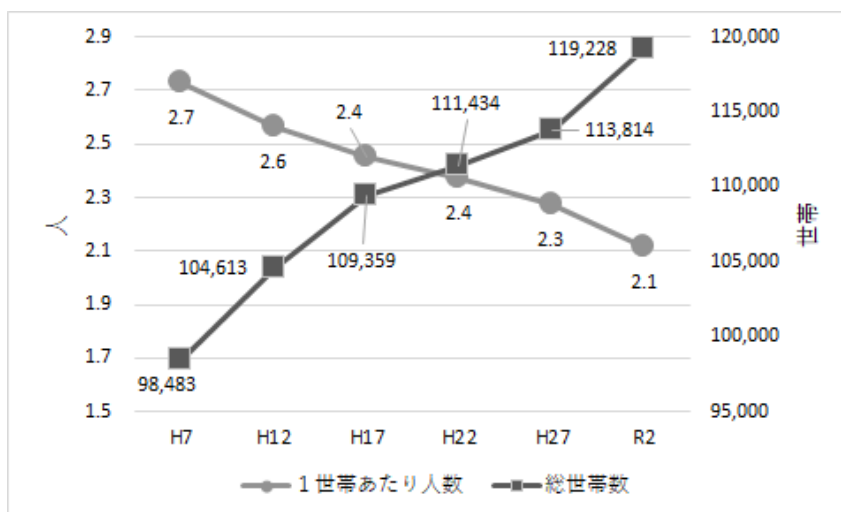


住民基本台帳より独自推計

(3) 世帯数及び一世帯あたりの人員

本市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

■徳島市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

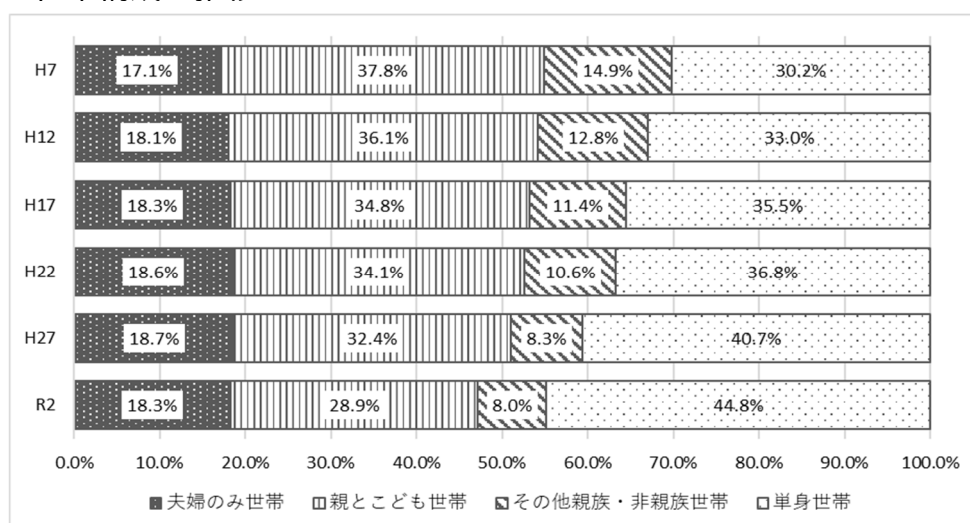


出典：総務省「国勢調査」

(4) 世帯構成の推移

世帯構成は、「親とこども」からなる世帯が、平成7年の 37.8%から令和2年の 28.9%へ 8.9 ポイント減少し、「単身」世帯は 14.6 ポイント増加しています。

■徳島市の世帯構成の推移

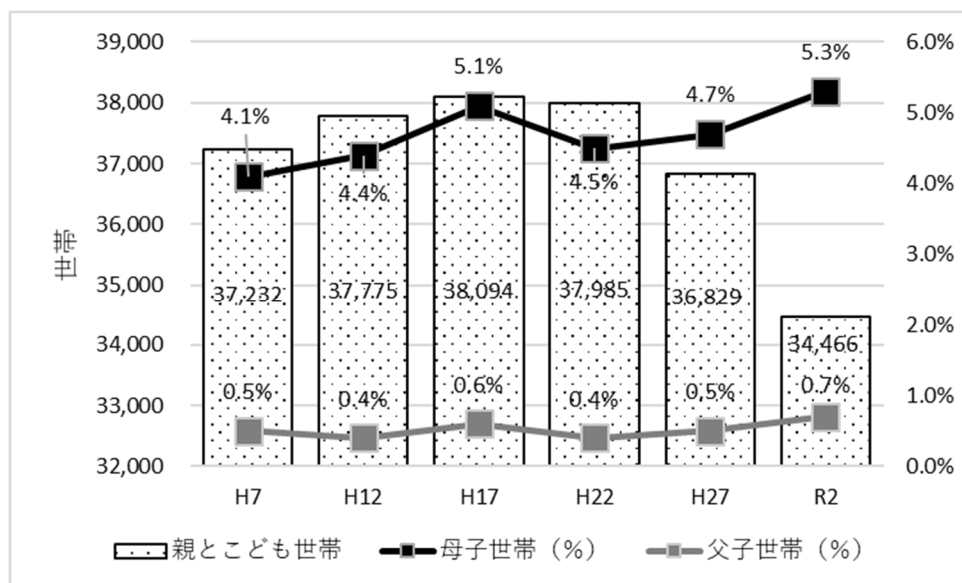


出典：総務省「国勢調査」

(5) ひとり親世帯の推移

「親とこども」世帯に対するひとり親世帯の割合をみると、父子家庭は横ばいで推移しているなか、母子家庭は微増減を繰り返しながら推移しています。令和2年の割合は、父子家庭が0.7%、母子家庭は5.3%となっています。

■徳島市の親とこども世帯数と母子世帯・父子世帯の割合



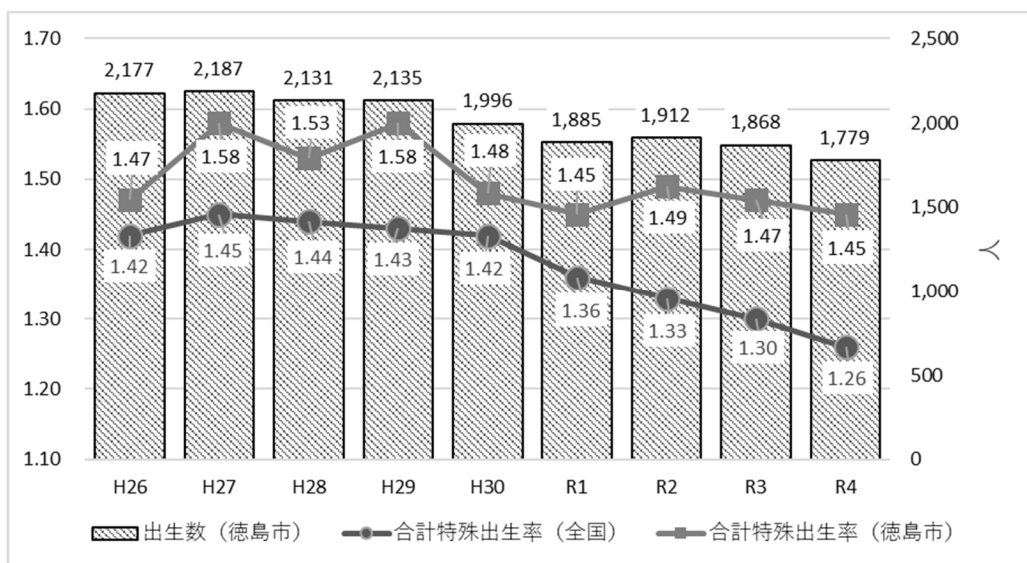
出典:総務省「国勢調査」

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率及び出生数の推移

出生数は近年減少傾向にありますが、合計特殊出生率は、全国よりおおむね高い水準で推移しており、令和4年は 1.45 となっています。しかし、人口を維持するために必要とされる 2.07 からは大きく下回っています。

■徳島市の出生数と合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」、「人口動態統計特殊報告」

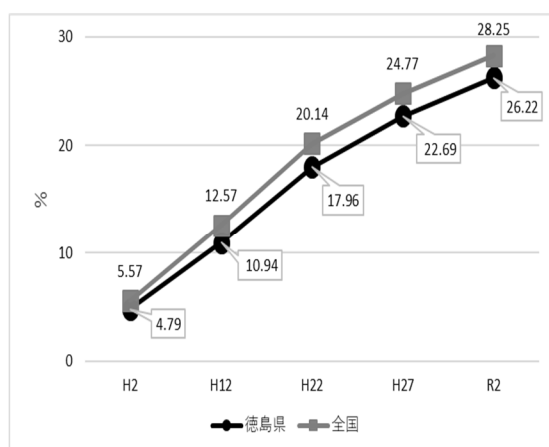
(ただし、徳島市は人口動態調査の情報を基に独自集計したものである)

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

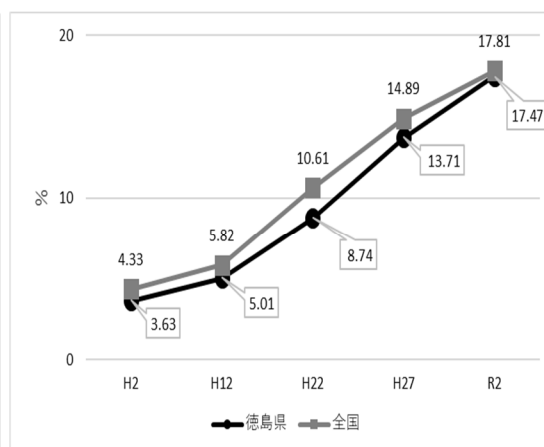
(2) 50 歳時の未婚率の推移

徳島県における男性の50歳時未婚率は、平成2年の 4.79%から令和2年の 26.22%へ大きく上昇しています。女性の50歳時未婚率も男性同様、大きく上昇しており、令和2年は 17.47%と、全国と同水準となっています。

■徳島県における 50 歳時未婚割合
(男性)



(女性)

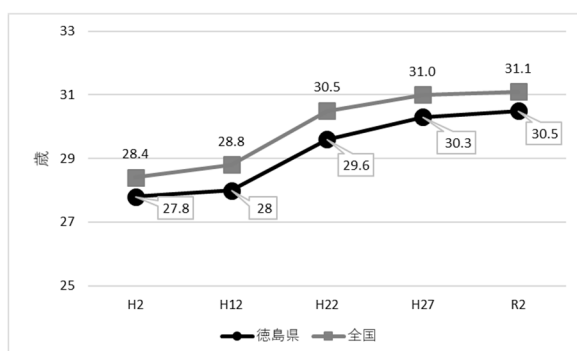


出典: 国立社会保障・人口問題研究所

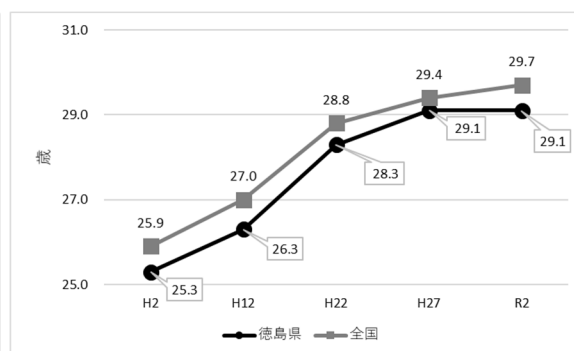
(3) 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、夫、妻ともに全国よりも若い年齢で推移していますが、平成2年と比較して令和2年は初婚年齢が上がっており、晩婚化が進んでいることがわかります。

■徳島県における平均初婚年齢
(夫)



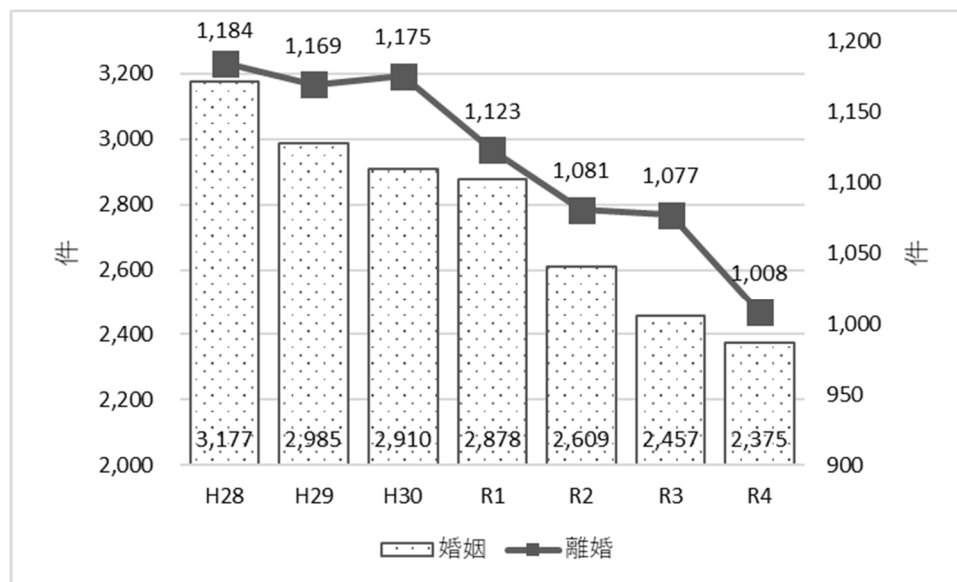
(妻)



出典: 国立社会保障・人口問題研究所

(4) 婚姻数・離婚数の推移

徳島県の年間の婚姻数及び離婚数は減少傾向にあり、令和4年は婚姻数が 2,375 件、離婚数が 1,008 件となっています。



出典:厚生労働省「人口動態統計」

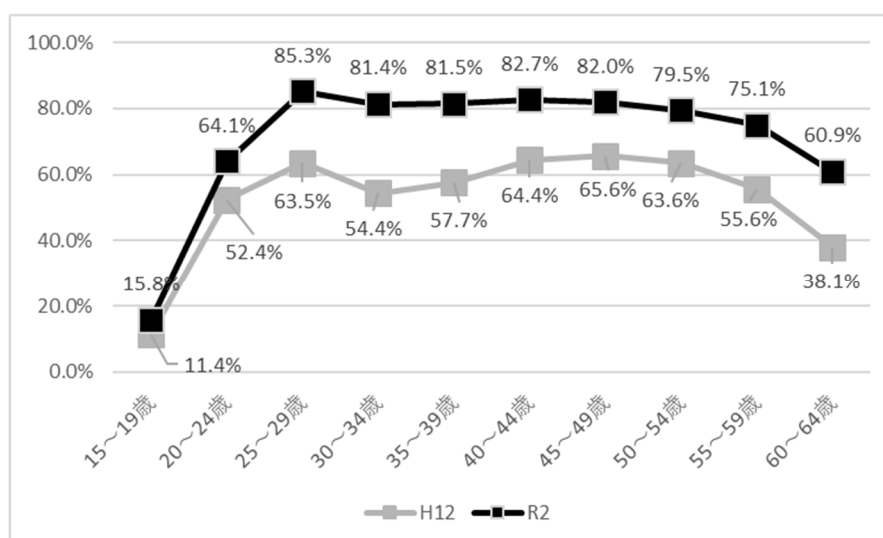
3 就労や家庭の状況

(1) 労働力率

本市の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)について、平成12年で約5割半ば～6割半ば、令和2年で6割半ば～8割半ばとなっており、女性の就労が進んでいることがわかります。

以前は結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていましたが、近年はM字の窪みが浅くなってきており、M字型から台形に近づきつつあります。

■本市の労働力率(女性)

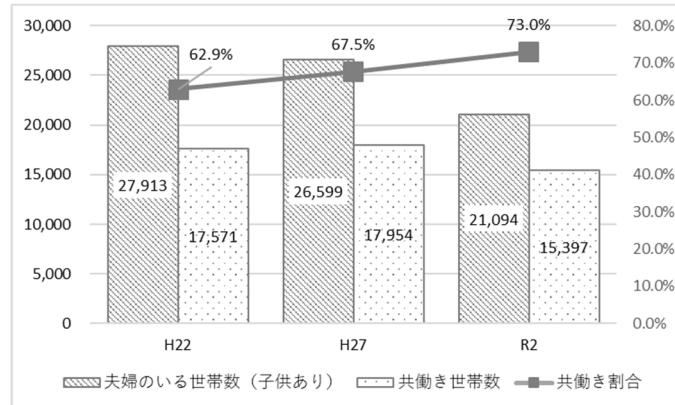


出典:総務省「国勢調査」

(2) 共働きの状況

本市のこどもがいる共働き世帯は増加傾向にあり、令和2年には 15,397 世帯で、73.0%が共働き世帯となっています。

■本市におけるこどもがいる共働き世帯の推移

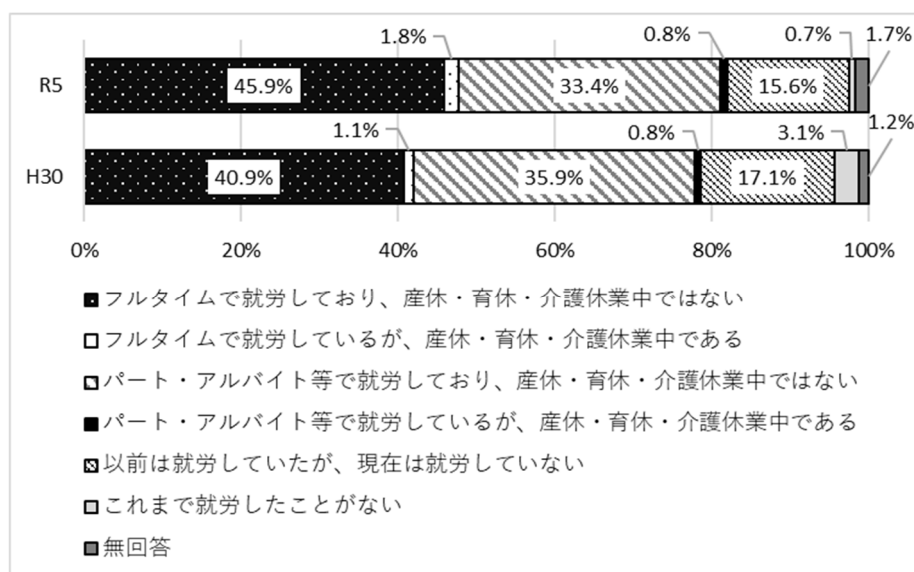


出典：総務省「国勢調査」

(3) 母親の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労している」と回答した割合が 47.7%となっています。また、「パート・アルバイト等で就労している」と回答した割合は 34.2%となっています。平成30年度調査と比較すると、フルタイムで就労している割合が増加しています。

■本市の母親の就労状況



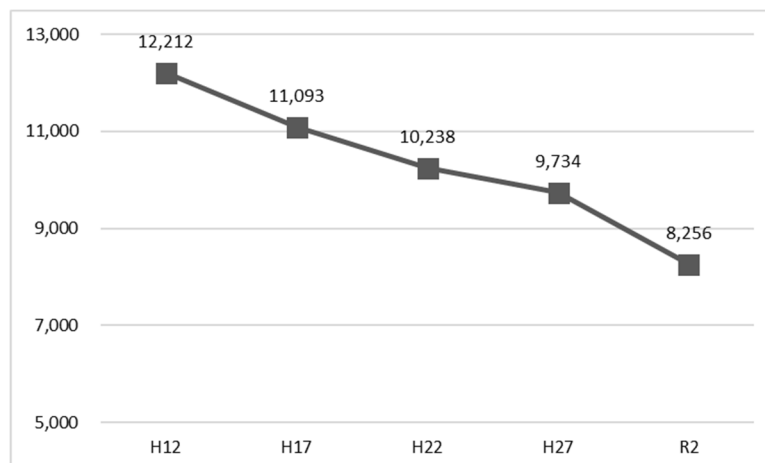
出典：徳島市子ども・子育て支援ニーズ調査

4 こども・若者の状況

(1) 就学前児童の推移

本市の就学前児童数は大きく減少しています。令和2年は、就学児童 8,256 人となっています。

■本市の就学前児童数



出典：総務省「国勢調査」

(2) 保育所等利用待機児童数

本市の保育所等利用待機児童数(4月1日基準)は大幅な改善が見られ、令和4年には待機児童が0人と、平成17年以降で初めて待機児童が解消されており、令和6年時点でも0人を維持しています。

■本市の保育所等利用待機児童数(4月1日基準)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	39人	37人	12人	0人	0人	0人

出典：子ども保育課

(3) 学童保育クラブ設置状況

本市における学童保育クラブの設置数は、令和6年4月1日時点で 54 施設あり、令和元年度と比較して7施設増加しています。

■学童保育クラブ設置数

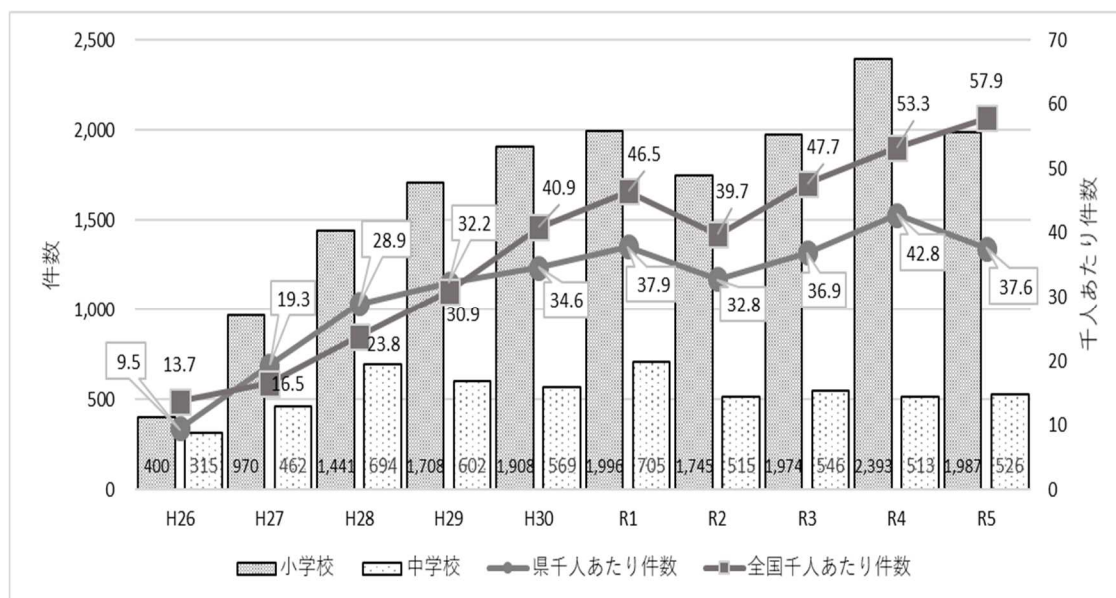
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学童保育 クラブ設置数	47 施設	46 施設	49 施設	51 施設	53 施設	54 施設

出典：子育て支援課

(4) いじめの状況

いじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的な減少を経て、再び増加しています。千人あたり件数は、平成29年度までは全国よりも高い水準で推移していましたが、それ以降は全国より低く推移しています。学校種別ごとにみると、小学校が突出しており、令和5年度は認知件数の79%は小学校となっています。

■いじめの認知件数と千人あたり件数(徳島県及び全国)

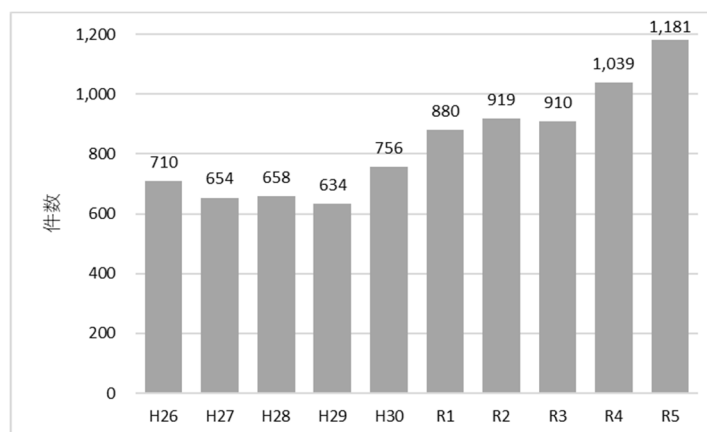


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」

(5) 児童虐待

児童虐待相談件数は、徳島県においても増加傾向にあり、令和5年度は 1,181 件となっています。全国データでは、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待の割合が高くなっています。

■徳島県における児童虐待相談件数

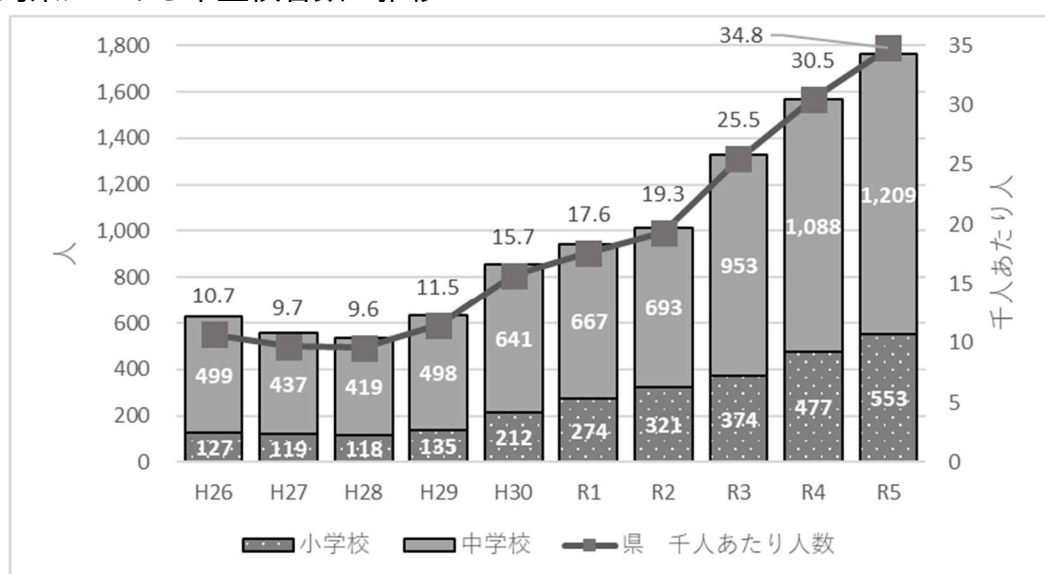


出典：文部科学省「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

(6) 不登校

不登校の小中学生の人数は一貫して増加傾向にあり、平成26年度の 626 人と、令和5年度の 1,762 人から 2.8 倍以上となっています。また、千人あたりの人数も増加しています。

■徳島県における不登校者数の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

5 こども・若者からの意見聴取の概要

こども基本法においては、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮することが基本理念としてうたわれるとともに、国や地方自治体がこども施策を策定、実施、評価する際に、こども・若者などの「意見を反映するために必要な措置を講ずる」ことが義務付けられています(こども基本法第11条)。

これを受け、本市においては、次のとおり、こども・若者等からの意見聴取を行いました。

(1) アンケート

ア 対象

徳島市内の学校に通う小・中・高校生

(令和7年5月1日現在、小学生約 11,000 人、中・高校生約 14,000 人)

イ 実施期間

令和7年7月7日から7月25日まで

ウ 実施方法

本市ホームページ上のアンケートフォームによる回答

エ 回答数

(ア)小学生 1,002 人

(イ)中学生、高校生 877 人

オ 主な質問内容

(ア)小学生

居場所について、悩み事について、徳島市へ意見を伝える方法について

(イ)中学生、高校生

居場所について、悩み事について、徳島市へ意見を伝える方法について
徳島市がどんなまちになってほしいか

(2)ヒアリング

ア とくしま動物園を訪れているこども(未就学児から小学校低学年程度の児童)

実施日

令和7年6月7日

実施方法

とくしま動物園を訪れているこどもに対し、アンケートを実施

主な内容

徳島市にあったらうれしい場所・こと、好きな遊び、頑張りたいこと

イ 児童福祉施設(徳島市適応指導教室、児童館、学童保育、子育て安心ステーション)に勤務している職員

実施時期

令和7年9月

実施方法

各施設の職員に対し、アンケートを実施

主な内容

こども支援の現状について、こどもたちが日常生活で困っていること、こどもの意見を施策に反映させるために必要なこと」

(3)グループワーク

ア 徳島市立高校2年生 35 名

実施日

令和7年 7 月 15 日

主な内容

子育てに対するイメージ、よりよい子育てのための支援について

イ 徳島市応神中学校2年生26名

実施日

令和7年9月26日

主な内容

学校や日常生活の中で、もっとこうなればいいのと思うこと、行政や周りの大人に望むこと、自分たちで取り組めること

ウ 徳島市富田小学校6年生47名

実施日

令和7年9月17日

主な内容

学校や日常生活の中で、もっとこうなればいいのと思うこと、周りの大人に望むこと、自分たちで取り組めること

第2章

計画の基本的な方針

1 めざすもの

国の「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」といいます。)の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」をめざすとされています。

こうした趣旨を踏まえ、本市がめざすものを次のフレーズで表します。

めざすもの(検討中)

2 基本理念

こども基本法第3条には、こども施策の基本理念が示されており、このうち同条第1号から第4号は、「こどもの権利条約」の4原則(「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」、)の趣旨を踏まえ規定されたものとなっています。

また、同法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

こうした法の趣旨を踏まえ、本計画の基本理念はこども基本法と同一とします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

3 基本的な方針

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、政府におけるこども施策の基本的な方針として、6本の柱を掲げています。

市町村こども計画は「こども大綱」を勘案して策定する必要があることや本市のめざす方向性もこれと相違がないことを踏まえ、本計画の基本的な方針についてはこども大綱と同一とします。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む「あい路」(※)の打破に取り組む。

※物事を進める妨げとなる困難な問題のことを意味します。

- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

第3章

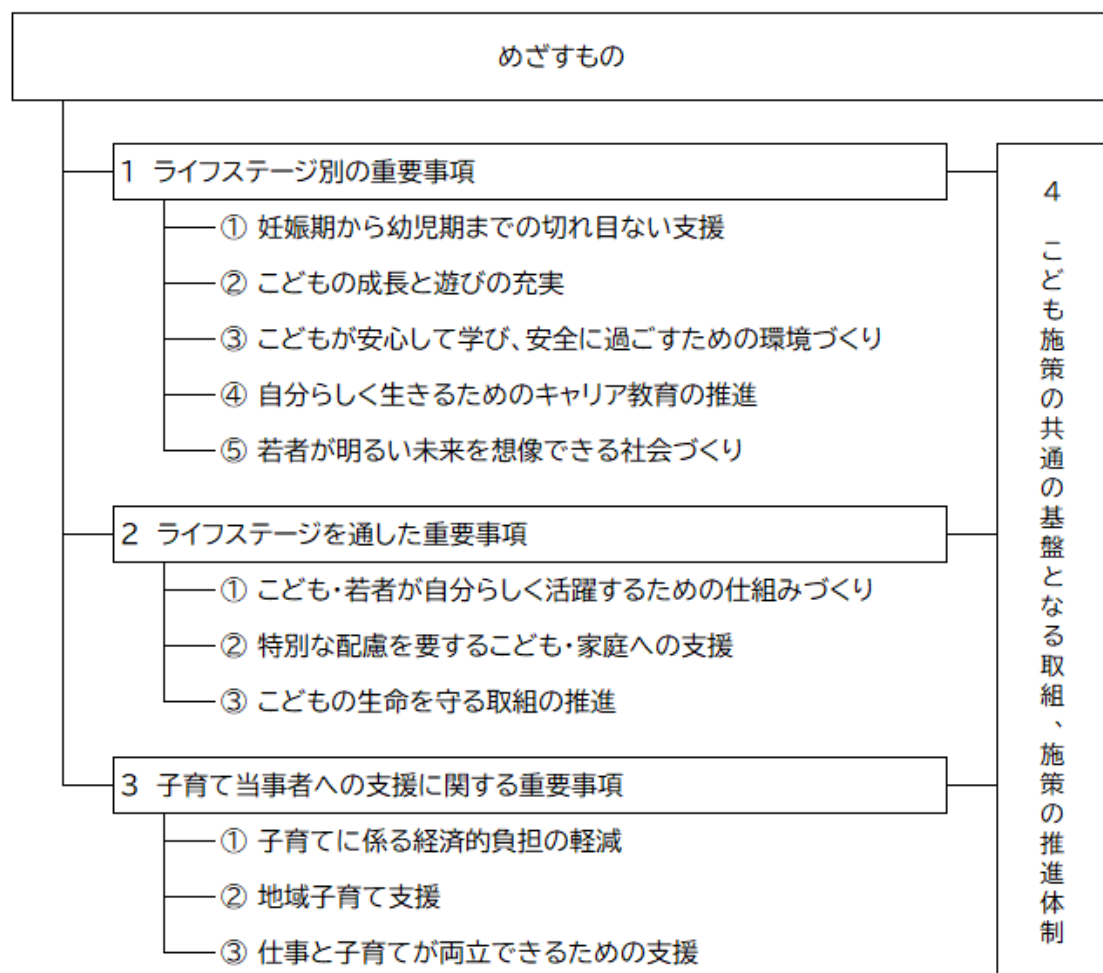
施策の展開

国が策定したこども大綱においては、「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、それぞれのライフステージに特有の課題が存在することから、ライフステージ別の重要事項を示すとともに、ライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項も示しています。

本計画においては、「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」の(1)各ライフステージで取り組む施策、(2)ライフステージを通した施策を示し、次に(3)子育て当事者への支援に関する施策を示しています。さらに、こども大綱中、「こども施策を推進するために必要な事項」の中に、本市としても行うべき取組があることから、各施策を結ぶ形で(4)こども施策の共通の基盤となる取組を記載することとします。

<施策体系のイメージ>

施策体系



なお、記載内容の中には事項ごとに重複する取組もあることから、複数回記載されるものについては「再掲」と表示しています。

また、本計画とは別に、他の法令等に基づく本市の計画で進捗管理等を行っている場合については、「主たる個別計画」の欄に当該計画の名称を記載しています。

なお、「主たる個別計画」として記載している計画は、当該施策の趣旨と最も関連があるものを挙げていますが、取組によっては、当該取組の主管部局が別に策定した個別計画において進捗管理等を行っているものもあります。

「主たる個別計画」の欄には、記載スペースの関係上、一部略称を記載しています。正式な名称は以下のとおりです。

<五十音順>

本計画に記載している名称	計画の正式名称
教育振興計画	徳島市教育振興基本計画(第4期)
子育て計画	第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画 (徳島市子ども貧困対策推進計画を含む。)
再編計画	第2期徳島市立教育・保育施設再編計画
自殺対策計画	徳島市健康づくり計画(第3次)・徳島市自殺対策計画(第2次)
食育計画	徳島市食育推進計画(第4期)
男女計画	第4次男女共同参画プラン・とくしま
地域福祉計画	第3期徳島市地域福祉計画
地域防災計画	徳島市地域防災計画
文化振興ビジョン	徳島市文化振興ビジョン

※上記の「主たる個別計画」には該当しないが、市や徳島県の方針に基づき実施する事業のうち、こども計画の推進に資する事業・取組については「その他」として記載しています。

1 ライフステージ別の重要事項

乳幼児期(就学前)や学童期(小学生年代)、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)、青年期(おおむね18歳以降)といったそれぞれのライフステージにおいては特有の課題があることから、ライフステージ別に取り組むべき事項について、以下のとおり基本的な施策の方向性を示します。

①妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援

妊娠中から幼児期に至るまで、切れ目のない支援体制とあわせて、母子やその家族が必要な情報や支援を受けられ、安心して子育てができる環境を整えることが求められています。こうしたことから、妊娠・出産、健康管理に関する正しい情報の提供や相談体制の充実を図るほか、様々な悩みや経済的な不安などに対し、産前・産後から子育て期を通じて切れ目のない支援の提供に取り組めます。

取組	取組の概要	主たる個別計画
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に、妊婦健診や乳幼児の健康診査・予防接種の記録ができる母子健康手帳を交付します。	子育て計画
妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を実施します。	子育て計画
妊婦のための支援給付金事業の実施	支給要件を満たす徳島市に住民票を有する妊婦及び産婦等に対して、給付金を支給します。	子育て計画
妊婦健康診査事業の実施	妊婦や赤ちゃんの健康状態を把握するための健診に係る受診票を交付します。	子育て計画
妊婦訪問の実施	妊娠中に起こる母体の変化に関する心配ごとについて、保健師による訪問相談を実施します。	子育て計画
パパママクラスの開催	妊婦やその配偶者等に、妊娠・出産・育児に臨む意識を高めてもらうため、妊娠期に講習会を開催します。	子育て計画
プレママ栄養教室の開催	妊婦やその配偶者等に、母子の健やかな発育を支援するため、妊娠中の基本的な食生活についての講習会を開催します。	食育計画
産婦健康診査事業の実施	産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図るため健診に係る受診票を交付します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
産後ケア事業の実施	心身の健康管理や育児不安の解消、産後うつ予防などを目的として、産後1年未満の母子を対象に、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケアを実施します。	子育て計画
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援の情報提供を実施します。	子育て計画
妊産婦・乳幼児に対する健康相談の実施	妊産婦や乳幼児の健康や育児に関する情報提供や不安解消のため、保健師などによる健康相談を実施します。	子育て計画
乳幼児健康診査の実施	疾病や障害の早期発見・早期治療のため、健診によりこどもの健康状態を把握します。	子育て計画
母子保健訪問指導等事業の実施	妊産婦・新生児及び乳幼児健診等で必要と認められたこどもに対して、訪問指導を実施します。	子育て計画
各種予防接種の実施	感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止します。	子育て計画
不育症治療費助成事業の実施	不育症検査及び治療(ヘパリンを主とした治療)に対する費用を助成します。	その他
子ども医療費の助成	こどもの健康を確保するため、18歳到達後最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を助成します。	子育て計画
夜間休日急病診療所の開設	夜間や休日における急病に対応するため、夜間休日急病診療所を開設します。	子育て計画
教育・保育施設等における健康診断の実施	こどもの健康状態を適切に把握するため、教育・保育施設等における健康診断を実施します。	子育て計画

②こどもの成長と遊びの充実

全てのこどもが健やかに成長し、遊びや体験活動を通じて必要な資質や能力を幼児期にしっかりと身につけられるよう、施設の整備や保育人材の確保も含めた質の高い幼児教育・保育の提供など、誕生前から幼児期に適切な支援や環境が提供されるよう取り組みます。

取組	取組の概要	主たる個別計画
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施【再掲】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や子育て支援の情報提供を実施します。	子育て計画
産後ケア事業の実施【再掲】	心身の健康管理や育児不安の解消、産後うつ予防などを目的として、産後1年未満の母子を対象に、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケアを実施します。	子育て計画
教育・保育施設等における健康診断の実施【再掲】	こどもの健康状態を適切に把握するため、教育・保育施設等における健康診断を実施します。	子育て計画
病児保育事業の実施	こどもが病期中や病気の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供します。	子育て計画
児童館の整備・運営	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童館を整備・運営します。	子育て計画
地域子育て支援拠点施設の整備	保育所などを活用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供します。	子育て計画
わんぱく教室の開設	保育所等において、教育・保育施設を利用していない親子同士で遊んだり、会話をするなどの交流を図る場を提供します。	子育て計画
ブックスタート事業の実施	親子で本に親しむきっかけづくりを推進するため、生後4か月のこどもと保護者に絵本などを贈呈します。	子育て計画
公園施設の整備	各家庭の身近な場所において、安心して安全に遊べる公園環境整備に向け、改善、改修及び機能強化を推進します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制 度)の実施	保育所等に通っていない満3歳未満までの未就園児について、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)を実施します。	子育て計画
教育・保育施設の整備	ニーズ量に応じた適切な提供体制を確保できるよう、教育・保育施設の整備を実施します。また、空調改修の環境改善整備等、老朽化した施設の改修を行い、児童が安心して過ごせる快適な保育環境を提供します。	子育て計画
市立教育・保育施設の 再編計画の推進	持続可能な教育・保育サービス提供体制を構築し、地域のセーフティネットとしての役割を果たすため、市立施設の集約を図ります。	再編計画
認定こども園の普及 促進	認定こども園への移行等について、対象となる地域の保育施設利用状況をもとに、認定こども園の制度内容や情報提供や相談等を実施します。	子育て計画
幼保併有資格の取得 促進	幼保連携型認定こども園に求められる保育教諭の確保に向けて、幼保併有資格の取得を支援します。	子育て計画
幼稚園教諭と保育士 等の合同研修の実施	教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修を開催します。	子育て計画
保育人材の確保	将来にわたり持続可能な保育提供体制を確保するため、保育士等の保育人材確保に向けた支援を実施します。	子育て計画
教育・保育施設等の適 正運営の指導	教育・保育施設等の適正な運営を確保するため、定期的な指導監査等を実施します。	子育て計画
職員に対する研修の 実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため、継続的な研修を実施します。	子育て計画
認可外保育施設に対 する支援	保育環境の充実に向けた助成を行うとともに、認可に向けた意向を持つ施設については認可に向けた支援を実施します。	子育て計画
多様な主体の保育事 業への参入促進	多様な事業主体の保育事業への参入を促進するため、事業者等への情報提供や巡回指導を実施します。	子育て計画
特別支援教育・障害児 保育の充実	教育・保育施設における特別な支援を要するこどもや障害のあるこどもの受入体制の強化を実施します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
教育・保育施設等における食育の推進	健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、各教育・保育施設等における食育の取組を推進します。	子育て計画
保幼小連携事業の推進	こどもの成長に応じた環境変化が育ちの「切れ目」を生まないよう、幼児教育と小学校教育との「架け橋期」における育ちのビジョンの共有やカリキュラム作成などにより教育の充実を図るとともに、就学前教育・保育施設と小学校との合同研修や合同行事などを実施し、連携を推進します。	子育て計画
園児要録・児童要録等の作成・送付	こども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などを記録した要録を作成し、就学先の小学校へ送付します。	子育て計画

③こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境づくり

こどもが心身ともに健やかで、安心・安全な環境で過ごすことは、こどものウェルビーイングの向上に直結し、社会性や人間性の成長、自己肯定感の育成にも大きな影響を与えます。こどもが健全に成長し、将来にわたって社会で活躍できる力を育むためにも、ウェルビーイングを重視した教育環境の整備や、こどもの居場所づくり、いじめ防止対策等を推進することが重要です。全てのこどもが心身ともに健康で、安心して学び、安全に過ごすことのできる、ウェルビーイングを基盤とした環境づくりを進めていきます。

取組	取組の概要	主たる個別計画
多様な教育ニーズと社会の変化への対応	障害や不登校等の多様なニーズに対応するため、個別最適な学びの機会を確保するとともに、能力を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図ります。また、ICTの活用を日常化し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。	教育振興計画
教育の組織運営体制等の充実	教師の負担を軽減し、教師が本来業務に注力できる環境を整えるため、業務の適正化や支援スタッフの配置、学校DXの推進、部活動の地域移行等の取組を総合的に進めます。	教育振興計画
学校施設の長寿命化の推進	学校施設の長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図りつつ学校施設の老朽化対策を実施します。	教育振興計画
学校施設における教育環境の質的向上	教育環境の質的向上を図るため、体育館への空調設備の早期整備、トイレの洋式化、照明設備のLED化、バリアフリー化対策、防犯対策等の施設整備に努めます。	教育振興計画
コミュニティ・スクールを活用した地域とともにある学校(園)づくりの推進	地域に開かれた信頼される学校(園)を実現するために、コミュニティ・スクールを活用し、保護者・地域住民・教育専門家等が、学校(園)運営に参画した、地域とともにある学校(園)づくりを一層推進していくことに努めます。	教育振興計画
児童館の整備・運営【再掲】	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童館を整備・運営します。	子育て計画
学童保育事業の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の安全・安心な生活の場を提供します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる個別計画
放課後子ども教室の実施	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化活動などの体験機会を提供します。	子育て計画
青少年活動の充実	青少年に対する各種体験活動の場を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めます。また、青少年の活動に対する要望の把握、活動に関する情報の提供、魅力的なプログラムの開発などに取り組みます。	教育振興計画
子どもの学習・生活支援事業の実施	中学生(主に3年生)を対象に、こどもの習熟度に合わせた学習指導を行うとともに、居場所の提供を行います。	子育て計画
子ども医療費の助成【再掲】	こどもの健康を確保するため、18歳到達後最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を助成します。	子育て計画
各種予防接種の実施【再掲】	感染症の発生・蔓延を防止し、重症化を未然に防止します。	子育て計画
夜間休日急病診療所の開設【再掲】	夜間や休日における急病に対応するため、夜間休日急病診療所を開設しています。	子育て計画
病児保育事業の実施【再掲】	こどもが病氣中や病氣の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供します。	子育て計画
学校における食育の推進	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、安全・安心な食品やバランスのよい給食を提供するとともに、食品の選択について自ら判断できる能力を育てます。	食育計画
いじめの未然防止、早期発見・早期対応	いじめを未然防止、早期発見・早期対応するために、各学校や関係機関との情報交換や連携強化を推進します。また、学校内外の相談窓口の周知徹底を図り、多様化する諸問題に対し、適切な相談活動が行えるよう、専門機関との連携の強化・充実に努めます。	教育振興計画
学校と家庭が一体となったいじめ対策の推進と啓発	「徳島市いじめ防止基本方針(第4版)」、「いじめをなくすために」(教師用指導資料)及び「いじめをなくす家庭の手引き」を周知し、学校と家庭が一体となった対応の更なる推進と啓発を図ります。	教育振興計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
地域ぐるみでのいじめ防止体制の整備と充実	地域青少年健全育成協議会の活動に、いじめについての内容を組み込み、研修会や体験活動を通して、地域ぐるみでの体制整備と充実を図ります。	教育振興計画
「チーム学校」としての体制整備	「チーム学校」としての体制を整備するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフの充実を図っていきます。	教育振興計画
適応指導推進施設の設置	徳島市適応指導推進施設に教育相談員とスクールカウンセラーを配置し、教育相談を実施します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等と連携し、学校内外の相談窓口の周知を図り、不登校児童生徒を相談や支援につなぎます。	教育振興計画
魅力ある学校づくりの推進	全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係のもと、安心感と充実感が得られる魅力あるより良い学校づくりに努め、不登校対策を推進します。	教育振興計画
ICT 活用による児童生徒の心の健康観察	不登校の未然防止や早期発見・早期対応のため、ICTを活用した「心の健康観察」を導入し、児童生徒の心身の健康状態の把握に努めます。	教育振興計画
関係機関等と連携した不登校支援	徳島市適応指導推進施設の運営や大学院生の家庭への派遣を継続するとともに、民間施設や関係機関等と連携して不登校支援を行います。	教育振興計画
不登校児童生徒の居場所づくりの推進	小・中学校に校内教育支援センター支援員を配置し、不登校児童生徒の校内の居場所づくりを推進します。	教育振興計画
学校におけるコンプライアンスの推進	教職員一人ひとりが、日々危機意識を持って教育活動に取り組むことによりコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス推進員を中心として校(園)内外での研修を充実させて、コンプライアンスの推進に努めます。	教育振興計画

④自分らしく生きるためのキャリア教育の推進

成年年齢を迎える前に社会的責任や権利を正しく理解し、経済的な知識や生活スキルを習得することで、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、必要となる知識に関する情報や教育を充実します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
小・中・高等学校での主権者教育の実施	小・中・高等学校の各段階に応じて政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、社会に参画し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てる教育を推進します。	教育振興計画
若者のキャリア教育の推進(市立幼・小・中・高等学校)	市立幼・小・中・高等学校において、自分らしい生き方が選択できる勤労観・職業観を育む教育を実施します。	男女計画
若者のキャリア教育の推進(人材育成)	徳島の様々な分野で活躍するロールモデルを紹介することにより、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、活躍できる人材の育成に努めるとともに、徳島市内の小中学校を対象にアンコンシャスバイアス授業を行い、こどもたちが将来の可能性を広げていくための意識改革促進に取り組めます。	男女計画
教育 DX の推進	ICT の日常的な活用が進み、児童生徒を事件・犯罪から守るために、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル・セキュリティ教育の更なる推進を図ります。	教育振興計画
消費生活に関する情報提供や周知啓発	情報誌・啓発冊子の発行やホームページの内容充実及び消費生活講座等の開催を通じて、消費生活に関する情報提供や周知啓発を行います。	その他

⑤若者が明るい未来を想像できる社会づくり

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。キャリア形成の基盤づくりや、悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制を充実させることにより、若者が自らの適性等を理解した上で、明るい未来を思い描ける選択ができるように支援します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
求職者への支援情報の提供・周知	求職者に対して、市ホームページ等でハローワーク徳島などの関連機関・団体が実施する職業紹介や職業相談などの支援情報の提供・周知します。	その他
企業における人権啓発	採用面接における差別及び社員に対する人権研修のため、「徳島市企業体人権啓発研修推進協議会」「徳島市人権啓発企業連絡会」「ハローワーク徳島」と連携し研修会等の開催により、意識啓発に取り組みます。	その他
徳島県等が実施する結婚支援の取組との連携	結婚したい方の希望を叶えるため、徳島県等が実施する県内市町村や企業等と連携した多様な出会いの機会の創出や結婚支援の取組を促進します。	その他
ひまわり家族応援事業(生殖補助医療費助成事業)の実施	不妊治療を行っている夫婦を支援するため、生殖補助医療(保険適用で行われた体外受精・顕微授精等の治療)に要する費用の一部を助成します。	その他
徳島市パートナーシップ・ファミリーシップ(子に関する届出)宣誓制度	お互いをともに支え合いながら生きていく人生のパートナーである宣誓をされたお二人に対して、市がその宣誓を公的に証明します。 また、パートナーシップ宣誓をした方と同居のこどもについて、家族であることを証明します。	その他
生活困窮者自立相談支援事業の実施	相談体制の充実・周知に取り組み、生活困窮者の相談機会の確保を図るとともに適切な支援を実施します。	子育て計画
ひきこもり支援	ひきこもり状態にある方やその家族を支援するため、関係機関が連携して支援に取り組む「徳島市ひきこもり支援プラットフォーム」を整備・運営するとともに、支援に関する情報発信、講演会等の開催、居場所づくりを行います。	その他

取組	取組の概要	主たる 個別計画
徳島市 SOGIE 啓発 推進事業の実施	性の多様性(性的指向・性自認・性表現等)に悩んでいる 当事者をはじめ、その周りの方々(家族・友人・職場の方 等)に対し、電話及び LINE 相談窓口を実施します。 また、SNS を通じて、全ての方に、性の多様性を理解し ていただくための啓発及びイベント等の情報を提供し ます。	その他

2 ライフステージを通した重要事項

乳幼児期から学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでの「ライフステージを通して横断して実施すべき事項」や「ライフステージに共通する事項」、「関連するものとして包括的に示すべき事項」について、次のとおり基本的な施策の方向性を示します。

①こども・若者が自分らしく活躍するための仕組みづくり

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わる大人への情報提供や研修等により、子どもの権利に対する理解を深め人権尊重の意識を高める取組を推進します。

また、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びができるよう、機会や場を確保するとともに、こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるような取組を推進します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
こども計画の策定及び周知	法令等に基づき、こどもの意見を聴取し、その意見を計画内容に反映させたこども計画を策定するとともに、その内容の周知を図ります。	—
人権尊重の意識を高める人権啓発活動の推進	一人ひとりが相手を思いやり、認め合い、お互いを尊重し合う社会を実現するため、研修会の開催や啓発活動、広報活動等により、意識啓発に取り組めます。	その他
家庭教育の充実(よりきめ細かな家庭教育支援)	よりきめ細かな家庭教育支援を行うため、徳島県子育て総合支援センター「みらい」が開催する研修会等を活用するなど、資質の向上を図るとともに、関係機関等とのより一層の連携を図り、家庭における教育力の向上を支援します。	教育振興計画
多様性を認め合う教育の推進	市立幼・小・中・高等学校における教育活動全体を通して、互いに尊重し多様性を認め合う人権教育・学習を進めます。また、性の多様性を理解し、全ての人が自分らしく生きていくための教育を進めます。	男女計画

取組	取組の概要	主たる個別計画
若者のキャリア教育の推進(人材育成)【再掲】	徳島の様々な分野で活躍するロールモデルを紹介することにより、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、活躍できる人材の育成に努めるとともに、徳島市内の小中学校を対象にアンコンシャスバイアス授業を行い、こどもたちが将来の可能性を広げていくための意識改革促進に取り組めます。	男女計画
小・中・高等学校での主権者教育の実施【再掲】	小・中・高等学校の各段階に応じて政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、社会に参画し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てる教育を推進します。	教育振興計画
若者のキャリア教育の推進(市立幼・小・中・高等学校)【再掲】	市立幼・小・中・高等学校において、自分らしい生き方が選択できる勤労観・職業観を育む教育を実施します。	男女計画
特別支援教育・障害児保育の充実【再掲】	教育・保育施設における特別な支援を要するこどもや障害のあるこどもの受入体制の強化を実施します。	子育て計画
特別支援教育担当者に対する研修会の開催	特別支援教育を担当する職員の資質向上に向けた研修会を開催します。	子育て計画
地域子育て支援拠点施設の整備【再掲】	保育所などを活用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供します。	子育て計画
わんぱく教室の開設【再掲】	保育所等において、教育・保育施設を利用していない親子同士で遊んだり、会話をするなどの交流を図る場を提供します。	子育て計画
児童遊園の整備	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、広く児童に無料開放します。	子育て計画
公園施設の整備【再掲】	各家庭の身近な場所において、安心して安全に遊べる公園環境整備に向け、改善、改修及び機能強化を推進します。	子育て計画
児童館の整備・運営【再掲】	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童館を整備・運営します。	子育て計画
ブックスタート事業の実施【再掲】	親子で本に親しむきっかけづくりを推進するため、生後4か月のこどもと保護者に絵本などを贈呈します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
豊かな体験活動の充実(学校)	こどもたちがよりよく生きていく力を育めるよう、学校(園)における指導体制の改善・充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働して体験活動をより一層推進します。	教育振興計画
青少年活動の充実【再掲】	青少年に対する各種体験活動の場を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めます。また、青少年の活動に対する要望の把握、活動に関する情報の提供、魅力的なプログラムの開発などに取り組めます。	教育振興計画
文化活動の担い手の育成	次世代を担うこどもたちへの伝統文化をはじめ質の高い文化芸術に触れる機会の拡大や、誰もが気軽に文化活動に参加できるきっかけづくりなど、文化活動の担い手の育成に取り組めます。	文化振興ビジョン
文化活動の充実と支援	こどもをはじめ幅広い世代の市民が生涯にわたって文化を享受し、市民の多様なニーズに対応するため、地域のアーティストや文化団体の自主的な活動を支援し、活動機会や成果発表の機会の充実を図るとともに、質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、鑑賞や参加機会の充実に取り組めます。	文化振興ビジョン
家庭における食育の推進	幼児期から食べ物に興味を持ち、規則正しい食習慣を身につけるため、乳幼児期の栄養指導、幼児期の栄養教育などに取り組めます。	食育計画
教育・保育施設等における食育の推進【再掲】	健康な生活の基本としての食を営む力を育成するため、各教育・保育施設等における食育の取組を推進します。	子育て計画
学校における食育の推進【再掲】	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、安全・安心な食品やバランスのよい給食を提供するとともに、食品の選択について自ら判断できる能力を育てます。	食育計画

②特別な配慮を要するこども・家庭への支援

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を断ち切るための対策を進めていきます。また、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために、引き続き理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援を行うことで、特別な配慮を要する全てのこどもの良好な成育環境の確保にむけた取組を推進します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
医療的ケア児受入れ体制の整備(就学前施設等)	私立保育所等で医療的ケア児(インスリン注射・導尿その他の医療行為が必要なこども)の受け入れを促進するため、訪問看護ステーションから派遣された看護師の費用を負担する医療的ケア児受入れ体制整備事業を実施します。	その他
医療的ケア児受入れ体制の整備(幼稚園、小・中学校)	幼稚園、小・中学校における安全・安心な医療的ケアの実施に向けて、主治医や関係課等との連携により、就学前の医療的ケアの実施状況を把握し、医療的ケアのスムーズな引き継ぎを行うとともに、医療的ケアに関する相談窓口の周知を図ります。	教育振興計画
小児慢性特定疾病児の日常生活用具の給付	在宅の小児慢性特定疾病児(小児慢性特定疾病医療受診券をお持ちの方)に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。	その他
保育所等訪問支援の実施	障害のあるこどもへの保育所等の施設における集団生活への適応のための専門的な支援等を実施します。	子育て計画
市立小中学校特別支援教育就学奨励費の支給	経済的な理由によって、就学困難な児童生徒の保護者などに学用品費等の援助を実施します。	子育て計画
市立以外の小中学校(国立・県立・私立等)就学援助費の支給	徳島市に住所を有し、徳島市立以外の小中学校に在学している児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者について、学用品費等を支給します。	子育て計画
要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助費の支給	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し学用品費・給食費等を支給することで、就学奨励を行います。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
子どもの学習・生活支援事業の実施【再掲】	中学生(主に3年生)を対象に、こどもの習熟度に合わせた学習指導を行うとともに、居場所の提供を行います。	子育て計画
特別支援教育・障害児保育の充実【再掲】	教育・保育施設における特別な支援を要するこどもや障害のあるこどもの受入体制の強化を実施します。	子育て計画
特別支援教育担当者に対する研修会の開催【再掲】	特別支援教育を担当する職員の資質向上に向けた研修会を開催します。	子育て計画
生活困窮者自立相談支援事業の実施【再掲】	相談体制の充実・周知に取り組み、生活困窮者の相談機会の確保を図るとともに適切な支援を実施します。	子育て計画
養育支援訪問事業の実施	社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解決や軽減を図るため、継続的な訪問支援を実施します。	子育て計画
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向けて、経済的な支援の情報提供や就労に向けた支援などを行う支援員を配置します。	子育て計画
ひとり親家庭自立支援給付金等の支給	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業したり、ひとり親家庭の親及び子が学び直しを行う場合などに、給付金を支給します。	子育て計画
子ども見守り宅食支援事業の実施	居宅を訪問し、食事の提供を通して、支援が必要なこどもや家庭を見守ります。	その他
母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の就職や自立に向けた支援を行うために、個人にあった支援プログラムを策定し、支援します。	子育て計画
被保護者就労支援事業の実施	就労支援員とケースワーカーの協働により、被保護者の就労活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援を強化します。	子育て計画
延長保育事業の実施	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供します。	子育て計画
幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園利用者のうち、就労等の理由により午後の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所の送迎等の援助を実施します。	子育て計画
病児保育事業の実施 【再掲】	こどもが病気中や病気の回復期にあつて、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供します。	子育て計画
生活保護の実施	生活保護は生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保証するため、その困窮の程度に応じ、必要な保護を実施します。	子育て計画
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母などに対し、医療費の一部を助成します。	子育て計画
法定児童手当の支給	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、支援法に基づく児童手当を支給します。	子育て計画
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当法に基づく手当を支給します。	子育て計画
養育費確保支援事業の実施	養育費確保のための公正証書の作成、弁護士相談費用、養育費保証会社との契約金の一部を補助します。	子育て計画
とくしま在宅育児応援クーポンの配布	0～2歳児の育児を家庭で行っている世帯に対して子育て支援サービスに利用できるクーポン券を配布します。	子育て計画
学童保育利用料軽減事業の実施	学童保育利用者の負担を軽減するため、利用料の負担軽減・無料化を実施します。	子育て計画
子ども医療費の助成 【再掲】	こどもの健康を確保するため、18歳到達後最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を助成します。	子育て計画
発達障害者支援事業の実施	保育士等に対する発達障害児とその家族に対する支援方法等の研修を実施します。	子育て計画
児童発達支援の充実	障害のあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。	子育て計画
障害児相談支援事業（障害児支援利用計画）の推進	障害児通所支援利用のための障害児支援利用計画を作成します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
特別支援教育に係る 相談・支援体制の充実	専門家による教育相談会、一人ひとりに応じた指導支援を行う保護者面談、情報交換などを行う中学校区別の連絡会を開催します。	教育振興計画
コミュニティ・スクール を活用した地域とともに ある学校(園)づくり の推進【再掲】	地域に開かれた信頼される学校(園)を実現するために、コミュニティ・スクールを活用し、保護者・地域住民・教育専門家等が、学校(園)運営に参画した、地域とともにある学校(園)づくりを一層推進していくことに努めます。	教育振興計画
放課後等デイサービスの 推進	学校の終了後又は休業日において、障害のあるこどもへの生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施します。	子育て計画
障害福祉サービス(居 宅介護・行動援護・同 行援護・短期入所)の 推進	障害のある児童への在宅及び外出先でのヘルパーによる介護、施設への短期間の入所等を実施します。	子育て計画
子育て世帯訪問支援 事業の実施	家事・育児に不安や負担を抱えている家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家事や育児の提供を通じて、こどもとその家庭の見守りサポートを実施します。	子育て計画
児童育成支援拠点事 業の実施	養育環境などの課題を抱える児童の居場所を支援し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談支援を実施します。	子育て計画
親子関係形成支援事 業の実施	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とした支援を実施します。	子育て計画
子育て短期支援事業 の実施	保護者の疾病等により、こどもの養育が困難となった際、児童養護施設においてこどもの預かりを提供します。	子育て計画
子どもを守る地域ネッ トワーク強化事業の推 進	虐待防止に向けた関係機関との連携を強化するため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
ヤングケアラー支援に関する連携の強化 (青少年を見守る体制の充実)	ヤングケアラーなどの問題を抱える青少年の実態の把握に努め、早期発見や早期対応のために、学校・関係機関・関係諸団体等との情報交換や連携を推進します。	教育振興計画

③こどもの生命を守る取組の推進

こどもが巻き込まれる事故、事件が後を絶たず、こどもの生命、尊厳、安全を脅かす深刻な状況です。また、国の地震調査委員会によると、南海トラフにおいて今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度とされており、防災意識や災害対応力を向上させることは喫緊の課題です。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害等からの安全を確保することが、全てのこどもが健やかに育つための大前提であることから、こども・若者が自らと他人の安全を守ることができるように安全対策を推進します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
児童生徒が SOS を出しやすい環境づくり	こども・若者が抱え込みがちな、悩みや課題の早期発見に努めるとともに、相談体制を充実するなど、児童生徒が SOS を出しやすい環境づくりを推進します。	自殺対策計画
安全なインターネット使用環境の啓発	インターネットのフィルタリングの設定やウイルス対策、ペアレンタルコントロールに関して家庭へ啓発し、協力を得られるよう啓発活動を推進します。	教育振興計画
こども等への暴力・虐待防止対策の推進	こどもをはじめ、女性や高齢者、障害者等へのあらゆる暴力を許さない意識啓発と防止対策を進めるとともに、関係機関相互の連携を図ります。DV の問題を抱えている家庭では、児童虐待のリスクも高いことから、庁内の関係課、関係機関と連携を図りながら対策を進めます。	男女計画
教育・保育施設等の防災体制の強化	南海トラフ地震等の大規模災害に備え、徳島市地域防災計画などに基づき、教育・保育施設等においても平常時から防災体制の強化を推進します。	子育て計画 地域防災計画
南海トラフ地震に備えた防災力強化研修等の実施	南海トラフ地震に備え、教職員や保育者がこどもの命を守るための実践的な防災知識を習得する研修や、こども自身が自分の命を守るための知識や行動力を養う防災教育を推進します。	地域防災計画
次世代を担うこどもへの防火・防災教育の推進	こどもを対象とした救命講習や防火・防災教室等を通じて、応急手当の重要性や防火・防災意識の啓発に取り組むとともに、地域防災の担い手育成に努めます。	その他

取組	取組の概要	主たる 個別計画
通学路安全点検の実施	各学校等で通学路における交通安全上の危険個所を調査した結果をもとに、必要に応じて対策・改善をそれぞれの担当機関が実施します。	子育て計画
地域子ども安全パトロールの実施	地域におけるこどもの見守り体制を確保するため、関係機関・団体と連携し、青色回転灯搭載車による巡回パトロールを実施します。	子育て計画
不審者情報の提供	安全で安心なまちづくりを推進するため、市ホームページ及び市公式 LINE において不審者に関する情報を掲載することにより、学校・地域の方と連携してこどもの安全を確保します。	子育て計画
スクールガードリーダーの配置	小学校の登下校におけるこどもの見守り活動に対する支援等を行うスクールガードリーダーを配置します。	子育て計画
有害環境浄化活動の推進	非行防止、安全対策につながるよう、警察や関係機関から最新の情報を得て啓発活動を推進し、各校・各団体等が積極的に連携し、青少年を有害環境から守るよう努めます。	教育振興計画
青少年を見守る体制の充実	地域での見守り活動の充実や、地域を超えた情報の共有等、全市を挙げて地域ぐるみで実施する非行防止活動及び健全育成活動をさらに推進します。	教育振興計画
再犯防止や社会復帰に向けた取組の推進	罪を犯した人や非行のある人が再び過ちを犯すことのないように、社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れて地域社会に復帰できるよう、保護司や相談支援機関、地域福祉活動団体などが連携した自立更生の促進や、市民理解についての広報・啓発活動を推進します。	地域福祉計画

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

こども・若者の健やかな成長のためには、子育て当事者が、経済的な負担や子育てに対して不安にならず、また、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりをもって、こどもに向き合えることが求められていることから、次のとおり基本的な施策の方向性を示します。

①子育てに係る経済的負担の軽減

令和5年度に実施した、「徳島市子どもの生活状況調査」では、暮らしの状況について「苦しい」「大変苦しい」との回答が31.2%となっており、「教育費の負担」が理想のこども数を持たない大きな理由の一つになっているとの声があります。子育てをしている保護者やひとり親家庭に対して、国や県の動向等を踏まえつつ、子育て当事者のニーズに応じた効果的な支援に取り組みます。

取組	取組の概要	主たる個別計画
妊婦のための支援給付金事業の実施【再掲】	支給要件を満たす徳島市に住民票を有する妊婦及び産婦等に対して、給付金を支給します。	子育て計画
出産育児一時金の支給	出産に伴う経済的負担を軽減するため、出産育児に係る一時金を支給します。	子育て計画
生活保護の実施【再掲】	生活保護は生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保証するため、その困窮の程度に応じ、必要な保護を実施します。	子育て計画
被保護者就労支援事業の実施【再掲】	就労支援員とケースワーカーの協働により、被保護者の就労活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援を強化します。	子育て計画
とくしま在宅育児応援クーポンの配布【再掲】	0～2歳児の育児を家庭で行っている世帯に対して子育て支援サービスに利用できるクーポン券を配布します。	子育て計画
児童扶養手当の支給【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当法に基づく手当を支給します。	子育て計画
市営住宅への優先入居	ひとり親世帯や多子世帯などについて、市営住宅への優先申込の受付を実施します。	子育て計画
子ども医療費の助成【再掲】	こどもの健康を確保するため、18歳到達後最初の3月31日までのこどもに係る医療費の一部を助成します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
幼児教育・保育無償化の実施	就学前児童の保育料等の無償化を実施します。	子育て計画
多子世帯に係る保育料の負担軽減	多子世帯のこどもが適切な教育・保育を受けられるよう、保育料の負担軽減・無料化を実施します。	子育て計画
教育・保育給付の支給	質の高い就学前の教育・保育を受けられるよう、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付を支給します。	子育て計画
実費負担に係る補足給付を行う事業	低所得世帯の負担軽減を図るため、実費徴収を行う教育・保育施設に係る補足給付を実施します。	子育て計画
自立支援医療(育成医療)の給付	身体障害のあるこどもに対して、生活能力等を回復、向上、獲得することを目的とした手術などをする場合の医療費の一部を給付します。	子育て計画
学童保育利用料軽減事業の実施【再掲】	学童保育利用者の負担を軽減するため、利用料の負担軽減・無料化を実施します。	子育て計画
法定児童手当の支給【再掲】	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、支援法に基づく児童手当を支給します。	子育て計画
母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【再掲】	児童扶養手当受給者の就職や自立に向けた支援を行うために、個人にあった支援プログラムを策定し、支援します。	子育て計画
母子・父子自立支援員の配置【再掲】	ひとり親家庭の自立に向けて、経済的な支援の情報提供や就労に向けた支援などを行う支援員を配置します。	子育て計画
ひとり親家庭自立支援給付金等の支給【再掲】	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けたり、指定された資格取得のために修業したり、ひとり親家庭の親及びこどもが学び直しを行う場合などに、給付金を支給します。	子育て計画
ひとり親家庭等医療費の助成【再掲】	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母などに対し、医療費の一部を助成します。	子育て計画
養育費確保支援事業の実施【再掲】	養育費確保のための公正証書の作成、弁護士相談費用、養育費保証会社との契約金の一部を補助します。	子育て計画

②地域子育て支援

こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、孤立することがないよう、健康でゆとりある子育てのサポートや、地域のニーズに応じた様々な子育て支援、家庭教育支援を行います。

取組	取組の概要	主たる個別計画
子ども・子育て支援ポータルサイトの活用	子ども・子育て支援事業に関する情報を集約し、一体的に発信するためのポータルサイトの活用を推進します。	子育て計画
子育てガイドブック「さんぽ」の作成・配布	子ども・子育て支援に関する情報を取得できるよう、子育てガイドブック「さんぽ」を作成・配布しています。	子育て計画
子育て支援アプリの提供	こども・子育てに関する記録の管理や情報を取得できるよう、母子手帳アプリ「ひまわりっこ」を提供しています。	その他
利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるよう、事業の紹介や利用に向けた調整などを実施するほか、こども家庭センターにおいて全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健や児童福祉の一体的な相談支援を実施します。	子育て計画
母親クラブ活動費助成事業	児童健全育成の推進のため、児童館を利用する児童の母親等から成る地域組織である、母親クラブの活動費を助成します。	その他
ひきこもり支援【再掲】	ひきこもり状態にある方やその家族を支援するため、関係機関が連携して支援に取り組む「徳島市ひきこもり支援プラットフォーム」を整備、運営するとともに、支援に関する情報発信、講演会等の開催、居場所づくりを行います。	その他
不登校に係る相談・支援体制の充実	徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会と連携し、保護者に多様な学びの場や相談機関を紹介し、相談及び支援につないでいきます。また、不登校を考える保護者の会「とまり木の会」を開催し、継続した保護者支援を行います。	教育振興計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
子育て世帯訪問支援事業の実施【再掲】	家事・育児に不安や負担を抱えている家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家事や育児の提供を通じて、こどもとその家庭の見守りサポートを実施します。	子育て計画
児童育成支援拠点事業の実施【再掲】	養育環境などの課題を抱える児童の居場所を支援し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談支援を実施します。	子育て計画
親子関係形成支援事業の実施【再掲】	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とした支援を実施します。	子育て計画
子育て短期支援事業の実施【再掲】	保護者の疾病等により、こどもの養育が困難となった際、児童養護施設においてこどもの預かりを提供します。	子育て計画
養育支援訪問事業の実施【再掲】	社会的養護を必要とする家庭の養育上の諸問題の解決や軽減を図るため、継続的な訪問支援を実施します。	子育て計画
地域子育て支援拠点施設の整備【再掲】	保育所などを活用して育児に関する相談や講習を行うほか、子育て関連情報や交流の場を提供します。	子育て計画
わんぱく教室の開設【再掲】	保育所等において、教育・保育施設を利用していない親子同士で遊んだり、会話をするなどの交流を図る場を提供します。	子育て計画
一時預かり事業の実施	緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所での保育を提供します。	子育て計画
延長保育事業の実施【再掲】	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて保育を提供します。	子育て計画
幼稚園における預かり保育の実施【再掲】	幼稚園利用者のうち、就労等の理由により午後の保育を希望する家庭に対して、預かり保育を提供します。	子育て計画
学童保育事業の実施【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の安全・安心な生活の場を提供します。	子育て計画
病児保育事業の実施【再掲】	こどもが病氣中や病気の回復期にあって、保育を必要とする場合に、小児科に併設された施設等で保育を提供します。	子育て計画
放課後子ども教室の実施【再掲】	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化活動などの体験機会を提供します。	子育て計画

取組	取組の概要	主たる 個別計画
子育て安心ステーション内での託児サービスの実施	育児支援として、短時間の託児サービスを実施します。 (指定管理者が運営)	その他
子育て支援ボランティア(子育て応援・支援団)の派遣	子育てを応援・支援したい人や子育て経験者などを子育て応援・支援団として登録し、依頼に応じて派遣します。	子育て計画

③仕事と子育てが両立できるための支援

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会づくりが重要です。育児負担が女性に集中している現状を変え、男性が家事・子育てに主体的に参画できるよう、事業者とも連携して取組を推進します。

取組	取組の概要	主たる 個別計画
パパママクラスの開催【再掲】	妊婦やその配偶者等に、妊娠・出産・育児に臨む意識を高めてもらうため、妊娠中に講習会を開催します。	子育て計画
両立支援制度の適切な周知	保護者が育児休業制度をはじめとする利用可能な両立支援制度を知ることができるよう、ホームページ等において関連情報を周知します。	子育て計画
子育て支援優良企業の公表	子育て支援に積極的に取り組む企業や事業所を公表し、他の企業・事業所への啓発を実施します。	子育て計画
男性の家事、子育て等への参画意識の醸成	男性が家事、育児をすることが当たり前としてとらえられる社会的機運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナー等の開催や啓発に取り組みます。	男女計画
ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所の送迎等の援助を実施します。	子育て計画

4 こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援を届けるために、必要な情報を、迅速にわかりやすくまとまって確認できたり、必要なタイミングで届られるよう、デジタル化の積極的な推進等による情報発信や広報の改善、強化を図ります。

また、各種計画の推進とあわせ、全ての世代に子育て支援の重要性を発信するとともに、経験豊富なシニア世代など、それぞれの経験を生かして子育て支援活動への参加を促すなど、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える機運を醸成していきます。

さらに、こども・若者が社会の一員として積極的に参加することができるよう、こども・若者の意見が実際に活かされる仕組みづくりを推進します。

取組	取組の概要	主たる個別計画
こども計画の策定及び周知【再掲】	法令等に基づき、こどもの意見を聴取し、その意見を計画内容に反映させたこども計画を策定するとともに、その内容の周知を図ります。	—
徳島市子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業を計画的に推進するため、事業計画の進捗状況を定期的に把握・評価・見直しを行います。	子育て計画
徳島市子ども・子育て会議の開催	保護者をはじめとする多様な主体が参画する審議会を継続的に開催します。	子育て計画
子ども・子育て支援ポータルサイトの活用【再掲】	子ども・子育て支援事業に関する情報を集約し、一体的に発信するためのポータルサイトの活用を推進します。	子育て計画
子育てガイドブック「さんぽ」の作成・配布【再掲】	子ども・子育て支援に関する情報を取得できるよう、子育てガイドブック「さんぽ」を作成・配布します。	子育て計画
子育て支援アプリの提供【再掲】	こども・子育てに関する記録の管理や情報を取得できるよう、母子手帳アプリ「ひまわりっこ」を提供します。	その他
子ども議会の開催	市の未来を担うこどもたちの市政に対する関心を高め、将来、自分たちにとって住みたくなるまちについて、自分たちで考え、まちづくりに参画するきっかけづくりとして「子ども議会」を開催します。	その他

第4章

計画の推進

1 推進体制の確立

本計画は行政だけでなく、家庭をはじめ、保育所や幼稚園、学校、地域、その他関係機関や団体等など、様々な分野での連携・協働により推進していきます。また、こどもの保護者や教育・保育事業関係者、経済団体、労働者団体、学識経験者など、こどもや子育てに関わる幅広い主体が参画する「徳島市子ども・子育て会議」を開催し、社会全体、地域ぐるみで「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

2 計画の進捗管理

本計画は、目標年度である令和 11 年度に向け、PDCA サイクル(Plan:計画の立案、Do:実施、Check:評価、Action:改善)に基づき、事業の取組状況等を適切に点検・評価しつつ、必要に応じて計画の見直しを行い、その実効性の確保と更なる推進を図ります。



参考資料

1 計画に反映したこども・若者等の意見

～こどもの権利・意見表明について～

こどもの権利	
・もっと若者に寄り添ってほしい	(中学生)
・悪口が多い気がするので、大人にはもっと気にしてもらって、改善する方法を 考えてほしい	(小学生)
・大人がもっと本気になってこどものことを考えてほしい	(小学生)
・人の話をしっかり聞いてから話をすすめてほしい	(小学生)

個性の尊重	
・お互いを認めあう	(中高校生)
・学校の校則が厳しい	(小学生)
・女子はスカートと決めつけないでほしい	(小学生)
・先生は、もっと生徒を信頼してほしい	(中学生)

意見表明	
・誰もが意見を言える環境	(中高校生)
・こどもが意見を言いやすい場をつくってほしい	(子育て事業職員)
・胎児や0～2歳児は意見を述べるできないので、専門家や支援者の意 見を反映する必要がある	(子育て事業職員)



○こども・若者が自分らしく活躍するための仕組みづくり

→こどもの権利に関する理解促進のための取組について記載しました。

○魅力ある学校づくりの推進

→児童生徒が安心と充実を得られる信頼関係に基づく学校づくりについて記載しました。

～こどもの居場所、学びや体験活動について～

居場所	
・学校をきれいにしてほしい	(小学生)
・体育館にエアコンをつけてほしい	(小学生、中学生)
・相談に乗ってくれる人を増やしてほしい	(中学生)
・屋内で楽しく遊べる場所が欲しい	(小学生、中学生)
・こどもが安心して楽しく過ごせる場所が、家以外にもあるといい	(小学生)

遊び・体験活動・学び	
・こどもが地域社会と関わる機会や場所が少ない	(子育て事業職員)
・こどもたちのやりたいこと、いろいろな経験をさせる	(子育て事業職員)
・こどもたちが集まって遊ぶ機会をもっと増やしてほしい	(高校生)
・気楽に遊べる公園	(中高校生)
・自然に触れるイベントなどがたくさんあればいいと思う	(中高校生)



○こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境づくり

→学校をはじめとするこどもの居場所づくりの取組について記載しました。

○こどもの成長と遊びの充実

○こども・若者が自分らしく活躍するための仕組みづくり

→こどもの年齢や発達の程度に応じた遊び、体験活動、学びの場の提供について記載しました。

～様々な状況に応じた支援～

いじめ防止、不登校への支援	
・不登校の児童が安心して過ごせる居場所を増やしてほしい	(小学生)
・不登校のこどもが学べる場所がほしい	(小学生)
・友だちが少ない人、いない人が集まって話せる場所がほしい	(中高校生)
・こども計画に、けんかやいじめをやめようとしてほしい	(小学生)
・いじめや家のことなど、気軽に悩みが相談できる施設、サービス	(中高校生)

児童虐待の防止等	
・親から虐待を受けている人がいれば助けてあげてほしい	(小学生)
・家庭に入っていくことのできる専門の職員が、親子双方の相談・支援を受けることができれば、双方の気持ちが軽くなると思う	(子育て事業職員)

経済面への支援	
・格差をなくしてほしい	(中学生)
・お金がないためやりたいことができないという場合を減らしてほしい	(小学生)
・物価上昇などにより、こどもたちにも食事や体験不足など、様々な影響がでている	(子育て事業職員)
・シングルマザーなどへの支援	(中高校生)

特別な配慮が必要なこども、家庭への支援	
・発達に問題のあるこどもや家庭環境に問題があるこどもに対しての、専門的な知識やスキルがない	(子育て事業職員)
・障害があっても差別がなく、安心して生活できるようにしてほしい	(小学生、中高校生)



○こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境づくり

→いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための施策について記載しました。

○特別な配慮を要するこども・家庭への支援

→全てのこどもの良好な成育環境確保のため、経済的支援及び特別な配慮が必要なこどもへの支援について記載しました。

○子育てに係る経済的負担の軽減

→子育て当事者のニーズに応じた経済的支援について記載しました

～子育てについて～

必要な支援について	
・父の仕事がいそがしく、母がワンオペで子育てをしており大変そうだった	(高校生)
・身体的にも精神的にもしんどそう	(高校生)
・子育て制度が複雑	(高校生)
・親の子育てに対する不安やストレスを受け止め、親自身の自己肯定感を高められるようなサポート	(子育て事業職員)
・辛い思いをしている保護者が「困った」「辛い」と言えるようになってほしい。	(子育て事業職員)
・子育てに関して相談するところがない	(高校生)
・親同士がこどもについて話せる場所をつくる	(中高校生)
・保護者が、もっと気軽に行ってみたいと思える場所が必要	(子育て事業職員)
・家庭以外の親子の居場所、気分転換の場所と、同じように子育てをしている人や経験者の話を聞ける場所が必要	(子育て事業職員)
・家から出られない保護者への支援が必要だと思う	(子育て事業職員)
・本当に困っている人に子育て支援を知ってもらうことが必要	(子育て事業職員)



○妊娠期から幼児期までの切れ目ない支援

→産前・産後から子育て期を通じての相談体制の充実について記載しました

○地域子育て支援拠点施設の整備

○わんぱく教室の開設

→家庭以外の親子の居場所について記載しました

→育児に関する相談や交流を図る場について記載しました

○仕事と子育てが両立できるための支援

→男性の家事、子育て等への参画意識の醸成について記載しました

○子ども・子育て支援ポータルサイトの活用

○子育てガイドブック「さんぽ」の作成・配布

○子育て支援アプリの提供

→子育て世帯への効果的な情報発信について記載しました

2 徳島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、徳島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第8条第2項の事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項及び第46条第4項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、及び子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 市長は、子ども・子育て会議に専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び議事に関係のある専門委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第 8 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における子ども・子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(児童福祉部会)

第 9 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号の事務を処理するため、子ども・子育て会議に児童福祉部会を置く。

2 児童福祉部会に属すべき委員は、委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、児童福祉部会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 児童福祉部会の臨時委員は、専門委員であって児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者のうちから市長が指名する。

5 児童福祉部会に部会長及び副部会長を置き、児童福祉部会に属する委員の互選により定める。

6 第 1 項の規定により児童福祉部会の所掌に属させられた事項については、児童福祉部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

7 児童福祉部会の部会長及び副部会長の職務並びに会議については、第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条並びに前条の規定の例による。

(部会)

- 第 10 条 前条第 1 項に定めるもののほか、会長は、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
 - 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
 - 5 部会長の職務及び部会の会議については、第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定の例による。

(庶務)

- 第 11 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(雑則)

- 第 12 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年徳島市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」は省略)

附 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 18 日条例第 37 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 3 年 6 月 30 日条例第 20 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和 5 年 3 月 28 日条例第 9 号)
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 徳島市子ども・子育て会議委員名簿

委員氏名五十音順・敬称略

役職	氏名	所属
会長	床桜 英二	徳島文理大学総合政策学部 学部長
副会長	榎本 拓哉	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
委員	上田 輝明	徳島商工会議所 専務理事
	岡本 和貴	徳島市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
	小川 恵子	徳島市幼稚園長会 会長
	笠井 由美	四国大学生生活科学部児童学科 准教授
	川村 敏仁	公募市民
	木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 准教授
	後藤田 英司	徳島市私立認可保育園連盟 副会長
	住村 早紀	徳島市・名東郡PTA連合会小学校部会 会長
	祖川 泰治	株式会社祖川幼児教育センター 代表取締役
	永穂 とも美	公益社団法人 徳島県労働者福祉協議会 事務局次長
	日野 良美	徳島市立保育所保育士・認定こども園保育教諭会 会長
	松崎 美穂子	特定非営利活動法人 子育て支援ネットワークとくしま 理事長
	南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長
	八幡 麻美	徳島市国公立幼稚園 PTA 連合会 会長
	湯浅 真由美	公募市民
	脇田 亮	徳島県経営者協会 専務理事

※令和8年3月時点(任期 令和9年8月まで)

4 徳島市こども計画策定経過

令和7年	5月9日	徳島市こども計画策定のための関連施策調査(各課照会)(～5月30日)
	6月7日	こどもの意見聴取(とくしま動物園)
	6月15日	徳島市子ども・子育て会議に係る市民公募(～7月14日)
	7月7日	こどもの意見聴取(インターネットアンケート)(～7月25日)
	7月15日	こどもの意見聴取(高校生)
	9月	子育て支援に携わる職員の意見聴取(アンケート)
	9月17日	こどもの意見聴取(小学生)
	9月26日	こどもの意見聴取(中学生)
	10月9日	第1回子ども・子育て会議 ・令和7年度における子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・令和8年度の利用定員の設定について ・徳島市こども計画について
	10月30日	第2回子ども・子育て会議 ・令和8年度の利用定員の設定(追加)について ・徳島市こども計画(素案)について

※令和7年10月まで